

人口の動き
(36・5・1日現在)

人口	31,243人		
男	15,842人		
女	15,401人		
世帯	7,141世帯		
出生	67人	転入	356人
死亡	21人	転出	415人

報 廣 のほりべつ

第43号 昭和37年5月10日
所役行務 編集行務 録
登別町 登別町 登別町
印刷所 室蘭印刷株式会社

予算総額九億二千百余万円

昭和三十七年度 施政方針

行政水準の向上と諸施設の充実強化

昭和三十七年度を目前に控え、各会計予算案ならびに諸議案の御審議を仰しますに際しまして、新年度における施政ならびに予算編成上の大要につきまして所懐の一端を申し述べる機会を得ましたことは、私の最も光榮かつ欣びを感ずる次第であります。

幾多先人の苦闘をその基礎といたしまして、隆々開進の一途をたどりて参りました当町も、私の第二期町政の山とも申すべき昭和三十六年度におきまして、より一層町政進展を祈念し、四月二日町名を喜別町に改称、誠に意義深き一発足を見たのでありますが、その後予期し得なかつた人災、天災の災難とこととなり、反面、開墾下の御来景、庁舎、観光会館の落成等がこれに相前後する等、全く悪意交々の年となつた訳であります。

「大登別市建設のための行政水準の向上と、諸施設の充実強化」



富浦より国道36号線を望む

「住民の負担を軽減しつつこれが充進努力することであり、ましては、私の第二期町政のしめくりの年でもありますので、これらの禍を断ち切つて、将来の福とすべく、町民一致閉結の下、より一層の努力を傾注したい」と念願して止まない次第であります。

さて、新年度を迎えまして、私がその施政の基本と致して周知するところは、

「大登別市建設のための行政水準の向上と、諸施設の充実強化」

今や当町は、町村として全国的にも比類なき財政規模をもち、逐年大規模建設に向つてその雄姿も高らかに、勇躍邁進しつつあるところであり、これらの諸建設事業は、常に自治体の本旨に徹し、自主独立の精神に則つて樹立せられた施策に従ひ遂行されて参つていくところであり、

然しながら、秋田々昨年来より春間を賑わして参ります合併問題につきましては、勿論地域の発展性という観点よりいたしまして、決して隣市、隣町との交友関係をも齟齬するものではなく、むしろこれが有機的交関関係の下に自治住民の福祉増進と町勢の進展を願うことを真に自治体の存るべき姿と見做すものであります。

然るにこのことは、それが即合併による他力依存的な消極的施策に無く建設を意味するものであつてはならないと存するものであります。当町の発展はあくまでも当町三万二千町民の汗と努力によ

町道民税の課税方式が

かわりましました

●改正点の主なものは

① 課税方式の統一

従来の町道民税には五つの課税の方式があり、その市町村の財政事情や住民の分付状況により実情に即応した課税をしておりました。

このため、各市町村住民間に大きな負担の不均衡が生じておりましたので、これを二つの課税の方式に統合し、極端な不均衡をな

くつとにしたいとします。

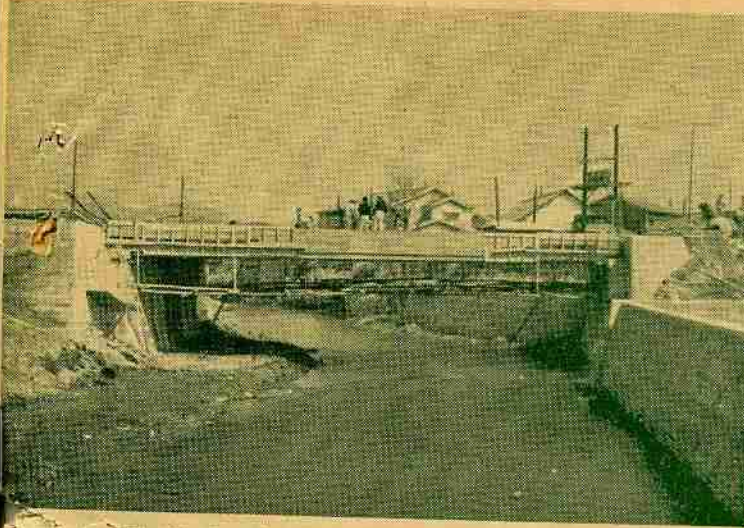
なお統合された課税方式のうち、一つを本文方式と云い、他の一つを旧方式と云います。

町道民税は別年の所得により計算されますが、この所得について、毎年三月十日迄に申告しなければならぬことに定められました。しかし給与所得よりない方で、勤

務先で毎月の給料から町道民税を差引かれています方は、申告する必要がありません。但し、給与所得だけでなく、所得(地代・家賃・配当・譲渡所得など)があった方は、申告しなければなりません。

申告をしませんと所得控除がなく、申告しただけ余分な税金を納めなければなりませんので大変不利になりますから必ず申告致しましょう。

今年が改正の初年度ですので、なにかの都合でまだ申告されていない方は、後場税務課へ御相談下さい。



第二来馬橋

完成間近し

昨年十月の集中豪雨は、開町以来の被害をもたらし、道路・河川・家屋は云々し及ばず貴い犠牲者を出しました。

私達は、その惨事をまのあたりに見せられ、二度と再びこのようなことを繰り返さぬよう奮つて復旧に努めてきました。

町も、方をおけて道路や橋梁等の災害復旧に努め、今工事の約八割を完了し、五月十日頃完成する予定です。

務先で毎月の給料から町道民税を差引かれています方は、申告する必要がありません。但し、給与所得だけでなく、所得(地代・家賃・配当・譲渡所得など)があった方は、申告しなければなりません。

今年が改正の初年度ですので、なにかの都合でまだ申告されていない方は、後場税務課へ御相談下さい。

●道民税が大きく変わりました
従前は町道民税所得割額の約二八・五%が道民税所得割でしたが今年から本文方式に改められ、その税率は、課税総所得金額が百五十万円以下の分については百分の二、百五十万円を越える分は百分の四となり調整税額控除として、十五歳以上の扶養親族一人につき二四〇円、青色事業専従者一人につき四八〇円、白色事業専従者一人を控除されます。

税率

税所得金額	町民税	道民税	摘要
0万円以下の金額	2%	2%	所得割額は左表の区分によつて算出された金額の合計額ですが、100万円以下の金額については、簡易税額表により算出されますから実際に課税される所得割額は若干低くなつております。
0万円をこえる〃	3	2	
10万円をこえる〃	4	2	
50万円をこえる〃	5	2	
100万円をこえる〃	6	2	
150万円をこえる〃	7	4	
以下 畧			

税額算定の順序



●町道民税の算定方法
町道民税は、次の方法により算定します。

計算例

① 所得金額の計算			② 所得控除額					
収入金額	給与所得控除額	所得金額	社会保険料	生保料	扶養控除	基礎控除	その他	合計
600,000	109,000	491,000	20,000	22,500	130,000	90,000		262,500

課税所得金額		住民税の計算					住民税額
①	②	区分	算出所得割率	調整税額	均等割	住民税額	
228,500		町民税	6,120	—	300	6,420	
		道民税	4,570	240	100	4,430	

住民税計 10,850円
 納期：…一般の方は 6月 9月 11月 1月
 給与所得の方は勤務先より6月から毎月10回にわたって差し引かれます。

計算例
 給与所得40万円、扶養親族3人
 社会保険料2万円
 生命保険料控除2万2千5百円

固定資産税の納期変更

従来四回納税していた固定資産税の納期は、税率の引下げに伴ない次のとおり三回に納税して頂くことに変更しました。

- 第一期：…五月十五日より
五月三十一日まで
 - 第二期：…八月十五日より
八月三十一日まで
 - 第三期：…十月十五日より
十月三十一日まで
- 固定資産税の税率は百分の一、七でしたが、今年は百分の一、六に引下げになりました。

固定資産税の税率引下げ

納税は栄える郷土の力

納税強調運動



国民年金制度のあらまし

●生いたち
 国民年金は、社会保険制度の一つとして昨年より発足しました。社会保険制度とは一口にいえば、欠乏や貧困に対する施策制度といえます。

のようなおもがあるでしょうか、疾病、失業、老令、障害、生計中心者の死亡といったものは私達の生活を苦しめたいものにする代表的なものです。このうち疾病と失業については健康保険と失業保険制度があり、これに加えて、

●国民年金の加入は
 法の定めるところにより各種年金(恩給、厚生年金等)に加入されていない人(秋葉、漁業、農業、自営業の方)は、国民年金に強制加入しなければなりません。

●保険料の免除
 保険料を納めたくも納める余裕のない方は保険料を免除されます。その免除には法定免除と申請免除があります。

老後のために是非国民年金に加入するようおすすめます。

●保険料を滞納した場合の徴収
 毎年度の保険料は翌年の四月末日までに納めなければならぬことになっておりますが、四月末日までに納められないときは、国税徴収法によって滞納処分も出来ることになっておりますから、期日

その実情を鑑み、納税の期日については、今までは何もなく、ただ一ツ子もサツ子もゆかなくなつた人達生活保護の制度がありました。こうした状態になる前の救済制度として、軍人や富貴の人達に老後の生活保障として恩給があり、又、戦中戦後期間に厚生年金が普及しました。

●保険料の免除
 保険料を納めたくも納める余裕のない方は保険料を免除されます。その免除には法定免除と申請免除があります。

国民年金は、その名が示すとおり国民の為の社会保険制度で、国において国民年金が納められる保険料の二分の一を負担しております。その制度を理解し、さらにこの年金に参加協力して立派な制度に育てあげ、そして老後も人にたよらないように若いうちから、又仿けるうちに積立して老後も安心できる生活を営むよう心掛が大切と思えます。

●保険料の免除
 保険料を納めたくも納める余裕のない方は保険料を免除されます。その免除には法定免除と申請免除があります。

まて完納して下さい。

●保険料の所得税控除

保険料は、国民健康保険の保険料同様、所得税控除の対象になる恩恵があります。

●年金の種類

前にも述べたとおり、その状態によつて次の年金が支給されます。

「老令年金」

被保険者が六十五歳になった時から死亡するまで支給されます。ただし希望によつては六十歳から減額支給を受けられます。

「老令年金の額」

保険料が定額であることから給付額も定額とされ納めた期間が十年までの人は一、二、〇〇〇円十年以上二十五年未満までは一年を増すことにより六〇〇円加算され、二十五年以上二十六年未満の方は二、四、〇〇〇円、二十五年以上二十六年未満は二、二、〇〇〇円が加算されており、

「特別による老令年金」

特別による老令年金は、保険料を一年以上納めた方、保険料の免除を受けた期間を合算すると三十一年以上になる人に六十五歳から六十九歳までの五年間支給されます。七十歳からは特別による老令年金に代つて老令増年金が支給されます。

「障害年金」

障害年金は、一年以上保険料を納めた人で、日常生活に著しい制限を加えられるような身体障害者になったとき支給されますが、その額は保険料の納めた期間に応じて、年額二四、〇〇〇円から四二、〇〇〇円までとなっております。しかし障害の程度が両手とか、両足といったような重度の場合は、これに六、〇〇〇円加算されます。

「母子年金」

母子年金は、被保険者である妻が一年以上保険料を納めた後において、一家の働き手である夫と死別し、十八歳未満の子が十八歳以上二十歳未満の身体障害の子をかかえて、いる場合に支給されますが、その額は保険料の納めた期間に応じて、一九、〇〇〇円から二五、〇〇〇円までとなっております。前に述べた子が二人以上あるときは一人増すことにより、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、被保険者である祖母又は舅が、一年以上保険料を納めた後において一家の働き手である夫、息子、父又は祖父と死別し、十八歳未満の孫が弟妹、あるいは十歳八以上二十歳未満の身体障害の孫が弟妹をかかえている時に支給されますが、その額及び加算率は、母子年金と同じです。

「寡婦年金」

寡婦年金は、十年以上つれづれた夫が死別した時における、妻の年令が六十五歳未満であつて十八歳未満の子を有していない場合に六十歳になつてから六十五歳になるまでの五年間、老令年金の半額が支給されます。

「死亡一時金」

死亡一時金は、保険料を三年以上納めた人が死亡したとき、その人の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父、兄弟姉妹）で、生計その人と二階に生活していた人に支給されます。しかし死亡一時金の支給要件に該当するものが、同時に遺児年金が寡婦年金を受けられる状態にあつた時は、一時金か年金のどちらかを選択受給できる事になっております。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

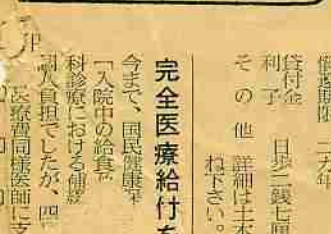
「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

北の一家



「死亡一時金」

死亡一時金は、保険料を三年以上納めた人が死亡したとき、その人の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父、兄弟姉妹）で、生計その人と二階に生活していた人に支給されます。しかし死亡一時金の支給要件に該当するものが、同時に遺児年金が寡婦年金を受けられる状態にあつた時は、一時金か年金のどちらかを選択受給できる事になっております。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

「遺児年金」

遺児年金は、両親の死亡時における十八歳未満の子に、十八歳になるまでの間（十八歳未満であつても婚約又は養子縁組をした時は受給資格を失つ）支給されますが、その額は、保険料の納めた期間に応じて二、〇〇〇円から二、〇〇〇円、遺児が二人以上いるときは、二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

し尿及取料が 変りました

日現在で五十五歳以上になられていられる方が、七十歳になつた時から支給されます。ただし福祉年金だけは、所得が比較的高い人には支給しないという制限があります。

登別町金庫制度を実施

町民のみならず、最寄りの取扱所を御利用下さい。

登別町金庫

本金庫を室蘭信用金庫特別支店、文金庫は北海道拓殖銀行室蘭支店を指定し、なお登別町町域内に本金庫の派出所を設けてあります。

派出所の取扱時間は

平日は午前八時三十分より午後五時まで、土曜日は午前八時三十分より正午迄です。

町税等の納入は

公金収納事務取扱所として次の機関を指定して

し尿及取料が 変りました

日現在で五十五歳以上になられていられる方が、七十歳になつた時から支給されます。ただし福祉年金だけは、所得が比較的高い人には支給しないという制限があります。

登別町金庫制度を実施

町民のみならず、最寄りの取扱所を御利用下さい。

登別町金庫

本金庫を室蘭信用金庫特別支店、文金庫は北海道拓殖銀行室蘭支店を指定し、なお登別町町域内に本金庫の派出所を設けてあります。

派出所の取扱時間は

平日は午前八時三十分より午後五時まで、土曜日は午前八時三十分より正午迄です。

町税等の納入は

公金収納事務取扱所として次の機関を指定して

住宅改修資金の 代付申請を早く

町では、次の要領で今年度の住宅改修資金の貸付申請を受付ますので、貸付を受けた方は早く申請して下さい。

貸付期間

五月一日から五月十日まで

受付場所

登別町役場土木課

貸付金

一口十万円以内

償還期限

二万円

利率

日歩二厘七厘四毛

その他

詳細は土木課にお尋ね下さい。

完全医療給付を

今まで、国民健康保険「入院中の給付」科診療における健診、調剤負担でしたが、四

完全医療給付を

今まで、国民健康保険「入院中の給付」科診療における健診、調剤負担でしたが、四

完全医療給付を

今まで、国民健康保険「入院中の給付」科診療における健診、調剤負担でしたが、四

塵芥処理に御協力を

町では、汚物の完全処理を目指して、全戸塵芥収集車一台を増車して清掃に努めておりますが、皆様方の中に、また指定したごみ捨て場に捨てず道端の隅に捨てられているのが見受けられますので、必ずごみ捨て場に捨てて下さい。

住宅改修資金の 代付申請を早く

町では、次の要領で今年度の住宅改修資金の貸付申請を受付ますので、貸付を受けた方は早く申請して下さい。

貸付期間

五月一日から五月十日まで

受付場所

登別町役場土木課

貸付金

一口十万円以内

償還期限

二万円

利率

日歩二厘七厘四毛

その他

詳細は土木課にお尋ね下さい。

完全医療給付を

今まで、国民健康保険「入院中の給付」科診療における健診、調剤負担でしたが、四

完全医療給付を

今まで、国民健康保険「入院中の給付」科診療における健診、調剤負担でしたが、四

次により各種の予防接種と生ワクチンの投与を行いますから、該当者はもれなく近くの会場で受けて下さい。

1. 該 当 者

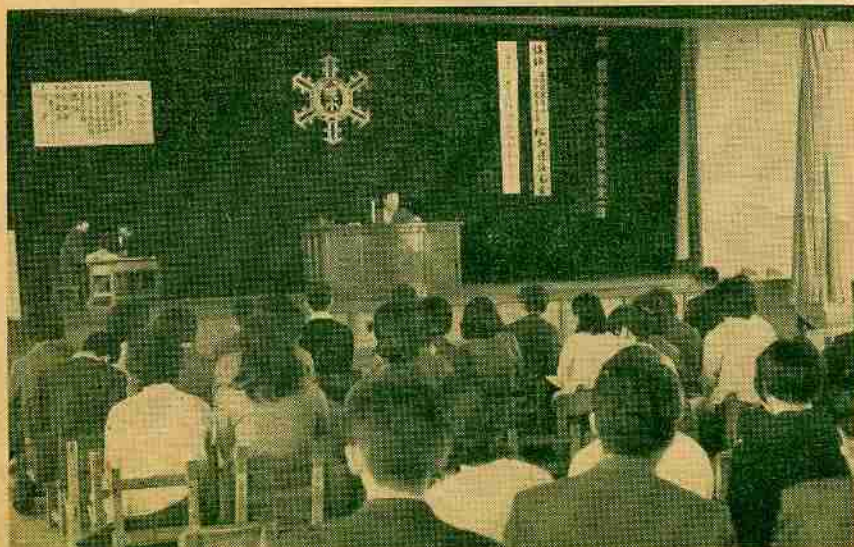
種 別	該 当 者	回 数	料 金
種 痘	1. 生後2ヶ月～生後12ヶ月のものでまだ接種をしていない者 2. 今年4月小学校入学児の未接種者 3. 今年3月小学校卒業児の未接種者 4. その他まだ一度も接種をしていない者	1 回	30 円
ジフテリヤ 百 日 咳 (混合)	1. 生後3ヶ月～生後6ヶ月のものでまだ接種をしていない者 2. 種痘の2、3、4、の該当者に同じ 3. 定期の接種後12ヶ月から18ヶ月の期間の者	3 回 1 回 1 回	150 円 50 円 50 円
腸 パ ラ	1. 生後3ヶ月～生後48ヶ月の者で未接種者 2. 定期の予防接種後、満6才までの者	3 回 1 回	200 円 100 円
小 児 マ ヒ	1. 本年5月1日現在で生後6ヶ月～21ヶ月までの者 2. 昨年末まで2回終了した者又は追加該当者	2 回 1 回	542 円 271 円
生 ワ ク チ ン	1. 生後3ヶ月～中学1年生までの者で、今まで3回予防接種をうけ、その上昨年夏生ワクチンをのんだ者以外	2 回	無 料

2. 接 種 日 程

種別	種 痘		腸 パ ラ			ジフテリヤ 百 日 咳			混 合		小 児 マ ヒ		時 間	場 所	備 考
	接種	検診	1回	2回	3回	1回	2回	3回	1回	2回					
地区	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日			
幌 別 別	4.30	5.10	4.30	5.10	5.15	4.30	5.18	6.7	5.9	6.1	1.00~2.30	役場 会議室	母子手帖		
温 別 別	5.2	5.10	3.2	5.10	5.17	5.2	5.21	6.14	5.8	5.31	1.00~2.30	大 岩 医 院	は必ず		
温 別 別	5.1	5.11	5.1	5.11	5.16	5.1	5.22	6.13	5.7	5.30	2.00~3.00	温 泉 公 会 堂	参して下		
富 別 別	5.4	(大岩) 5.10	5.4	(大岩) 5.10	(大岩) 5.17	5.4	(大岩) 5.21	(大岩) 6.14	(大岩) 5.8	(大岩) 5.31	1.00~2.30	富 岸 1 回 大 岩 医 院	1.00~1.30 1.00~2.30		
登 別 別	6.5	6.11	6.5	6.11	6.18	中 学 校 5.16	6.5	6.26	5.4	6.4	1.00~2.30	登 野 1 回 登 野 医 院	1 回 参して下		
カ ル ル ス	6.6	6.15	6.6	6.15	6.21	5.14	6.6	6.27	5.14	6.6	1.00~2.30	カ ル ル ス 小 学 校			
鉾 山 内	幌別地区と日時及び場所は同じ								6.8	6.22	2.00~2.30	鉾 山 小 学 校			
札 内									6.8	6.22	1.00~1.30	札 内 小 学 校			
富 浦									未 定	未 定	未 定	6.2	6.25	1.00~1.30	富 浦 会 館

経口ポリオ生ワクチン投与日程

地区別	月日	時間	会 場	備 考	地区別	月日	時間	会 場	備 考
登 別 温 泉	5.21	2	温 泉 公 会 堂	学校は10時から行う	登 別	5.28	1~3	登 別 中 学 校	学校は10時から行う
社 宅	22	1~3	幌 別 診 療 所		鉾 山	29	1~2	鉾 山 小 学 校	
西 校	23	10~1	西 校		札 内	29	1~2	札 内 小 学 校	
幌 別	24	1~3	幌 別 小 学 校	学校は10時から行う	富 岸	29	1~2	富 岸 小 学 校	
幌 別	25	1~3	幌 別 小 学 校		全 般	6.12	1~3	役 場 会 議 室	禁忌解除者投
カ ル ル ス	26	11~12	カ ル ル ス 小 学 校						



登別青年連絡協議会は、今年の二月一日に、二五〇人の青年により結成されましたが、その第一回青年大会を四月二十一日午後二時より幌別小学校に五十数名の会員を集めて盛大に開かれました。

ある会議を午後五時閉じました。

第一回登別青年大会開かる

予防接種と生ワクチン投与

公明な選挙を

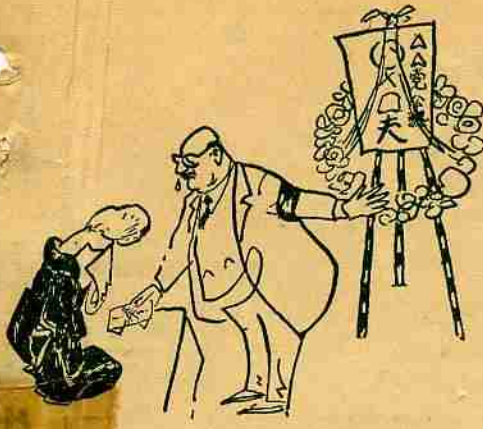
生あるものは、幸福ならんことを願ひ、常に努力しておられます。幸福という言葉は広く、簡単にいへば健康(金や物)と愛情の三つにほれます。

いへる金があつても病床についていたり、健康であつても今、食べ物がなくとか、又いくら金がある健康があつても、人間としての愛情(親子、夫婦、兄弟愛等)がなく喧嘩や喧合ばかりしているのでは幸福たとはいへません。私達は、どのようにすれば幸福になるか、三つとも政治に関係はありますが、大まかに分けると第一

の健康と第二の愛情は私達自身の力で、又第二の當は政治により得られます。その當を左右する政治に、私達の代表を選び送るのが選挙です。

ですから、私達のためによく良い代表者を選びなければなりません。その代表者に立候補する人の中には、やまもすれば金の力や権力でなるとする悪人もいます。選挙が近づく、やたらに講演会や各種の集會に顔を出したり、デモデモと書かれた名札を大衆の目にみせる場所に掲示したりするのはまだ良いほうで、甚だしいの

「まことにこの度はウララ」



なる自分の選挙に関係のある運動会や競技会等に名人の賞品とか優勝旗を贈り、又〇〇杯争奪戦などと賞品を送った他に、街の角々までそのヒラを貼つて金を売り又買収しようとする。例を挙げれば足りないほどの新戦術を用いて事前運動をしております。

したがって、従来のように札束でボスの頭をなでる買収戦術はなくなり、浅く広くストリートで有権者がぶつかる浸透作戦が多くなってきたようです。

この種の事前運動は手廻しでもよく告示の五、六カ月位前から始められ、この準備期間に選挙資金の五割が使われているといえます。候補者と言われる人から、よき事前運動の骨中見舞や年賀状などがきますが、この骨中見舞を例にとれば、衆議院議員選挙では北海道四区の有権者が約七十万人、かりにその二十五分の一人に出すと

すれば約十七万回強かかります。この一つを考へても五割の金額は莫大な数字であることが想像つくと思ひます。

選挙がはじまると、急に物腰や言葉使いが丁寧になり、又やりもしないことを口約束するなど、色んな手段をうじて私達の機嫌をとるのが候補者の當たといわれています。が、なぜこのような莫大な金を投じて、米糠パンクのようにペコペコしてまで選挙したいのか、私達はよく考へる必要があると思ひます。

汚職は、このような資金の穴埋めに起る一つといえます。近々参議院議員選挙が行なわれますが、金や義理、人情に負けたとなく、候補者の人物や政見などをよく調べた上で投票してこそ、本意に即する正しい公明選挙といえます。

助産費と葬祭費の給付が増額

国民健康保険被保険者の助産費と死亡による葬儀費として、今まで各千円を給付しておりましたが四月一日より各二千円を給付することにになりました。

警察署から

子供を交通事故から守りましょう。

●幼児を二人で道路に出さないようにしましょう。

●道路で遊ばないように、また遊ばせないようにしましょう。

●車道は歩かないようにしましょう。

●斜に道路を横断することはやめましょう。

●運転者は整備された車で正しい運転をしましょう。

●四月からは、交通にならない保育所や一年生に入学した幼児や児童が通行しますので、車を運転する人は特に気をつけて運転しましょう。

●斜に道路を横断することはやめましょう。

労働基準監督署から

●適用事業報告書の早期提出を、毎年四月一日現在で一人以上雇傭している事業主は、雇傭している従業員の数を記載した適用事業報告書を労働基準監督署に提出しなければなりません。お

●適用事業報告書の早期提出を、毎年四月一日現在で一人以上雇傭している事業主は、雇傭している従業員の数を記載した適用事業報告書を労働基準監督署に提出しなければなりません。お

●適用事業報告書の早期提出を、毎年四月一日現在で一人以上雇傭している事業主は、雇傭している従業員の数を記載した適用事業報告書を労働基準監督署に提出しなければなりません。お

●適用事業報告書の早期提出を、毎年四月一日現在で一人以上雇傭している事業主は、雇傭している従業員の数を記載した適用事業報告書を労働基準監督署に提出しなければなりません。お

カルルス保養温泉

オロフレ荘

Tカルルス 11番
ご家族づれの清遊ご湯治にみなさんのおこしをお待ちしております

登別国際観光会館

大	人	120円
小	人	60円
団体1割引以上 大観迎		

一日のご清遊ご気軽にご利用下さい

5月の納税

固定資産税 1期

納期5月1日

町税は納め納めましよう